

（表）

個人情報利用停止請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号.....
（請求者）住 所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（.....）.....

福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。）
第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止請求をします。

利用停止請求に係る個人情報 の内容			
開示を受けた年月日		年 月 日	
利用停止 請求の趣旨 及び理由	適法でないと 思料する個人 情報の取扱い	☐ 条例第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反して収集された。 ☐ 条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して利用されている。	☐ 条例第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定に違反して提供されている。
	求める措置	☐ 利用の停止 ☐ 消去	☐ 提供の停止
	理由		
法定代理人が利用停止請求をする場合における本人の氏名等		氏名	
		住所	
		状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生）の親権者 ☐ 成年被後見人
備考			

注 1 ☐については、該当する☐にレ印を付けてください。
2 利用停止請求の際は、本人であること（又は法定代理人自身であること）を証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等）の提出又は提示が必要です。
3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることがあります。
5 条例第 34 条第 3 項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から 90 日を経過するとできなくなります。
6 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(裏)

【郵送により利用停止請求をする場合】

- 1 本人であること（又は法定代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）
 - (1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）
 - ア 法令の規定により交付された書類の写し
 - ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
 - ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）
()
 - イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）
()
 - (2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）
 - ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。） ()
 - イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）
()
- 2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ()		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ()		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		